

群馬大学大学院保健学研究科将来構想委員会規程

平成23. 5. 24 制 定

改正 平成31. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、群馬大学大学院保健学研究科将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健学研究科及び医学部保健学科に係る将来計画に関すること。
- (2) その他保健学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 評議員
- (3) 副研究科長
- (4) 研究科長補佐
- (5) 保健学研究科教務委員長
- (6) 保健学研究科広報委員長
- (7) 保健学研究科研究・教育センター副センター長
- (8) 医学部保健学科各専攻主任
- (9) 医学部保健学科教育課程専門委員長
- (10) 医学部保健学科厚生補導専門委員長
- (11) 医学部入学試験委員会保健学科部会長
- (12) 医学部保健学科広報委員長
- (13) 医学部保健学科施設等検討委員長
- (14) 国立大学法人群馬大学大学評価規則第5条第1項第3号の室員
- (15) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第15号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第3条第2号の委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果について保健学研究科教授会に報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、保健学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月24日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第14号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。